

公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱

平成29年3月28日

28台総経第866号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都台東区（以下「区」という。）が発注する工事の施工を受注する中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、受注者が保有する工事代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、区が工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づき工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする際の必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 区が本制度に係る債権譲渡を承諾できる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 請負金額（債権譲渡の承諾の申請時において、契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額）が1,000万円以上の建設工事であること。
- (2) 工事の進捗状況が、東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号。以下「規則」という。）第49条の2の規定による前金払（以下「前金払」という。）相当割合を、前金払の支払いの有無にかかわらず、概ね超えていること。
また、規則第49条の3の規定による中間前金払（以下「中間前金払」という。）又は規則第50条の規定による部分払（以下「部分払」という。）がなされている場合は、工事の進捗状況が、前記前金払相当割合に中間前金払相当割合又は部分払相当割合を加えた割合を概ね超えていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、債権譲渡を承諾しない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の提出時期が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
- (2) 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
- (3) 履行保証を付した工事請負契約のうち、区が役務保証を必要とする場合
- (4) 前3号のほか、受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不相当と認められる場合

(債権譲渡人)

第3条 区が債権譲渡を承諾できる受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
 - イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人であ

る中小企業者に対する支払計画があること。

(2) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

（債権譲受人）

第4条 区が債権譲渡を承諾できる工事代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらばし銀行とする。

（譲渡の対象となる工事代金債権の範囲）

第5条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払又は部分払の金額及び当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第47条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に相応する請負金額から前金払、中間前金払又は部分払の金額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額又は減額された場合の工事代金債権の額は、契約変更により増額又は減額された後の額とする。

（債権譲渡承諾事務の分掌）

第6条 債権譲渡の承諾に関する事務は、総務部経理課（以下「経理課」という。）が行う。

（債権譲渡の承諾申請）

第7条 債権譲渡人及び債権譲受人は、経理課に事前協議を行った上で、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、共同して次の各号の書類を添えて債権譲渡の承諾を申請しなければならない。ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人及び債権譲受人のいずれかの委任状（第2号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

- (2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1通
 - (3) 工事履行報告書（第3号様式） 1通
 - (4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
 - (5) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し 1通
 - (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。） 1通
 - (7) 下請負人に対する支払計画書（第4号様式）（債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合に限る。） 1通
- 2 前項第4号の申請書類は、他の工事の債権譲渡承諾の申請を行っている場合において、本申請の3か月以内に発行された印鑑証明書が提出されているときは提出を要しない。

（債権譲渡の承諾基準）

第8条 債権譲渡は、次の各号のいずれにも該当することが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 申請に係る工事が、第2条の条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡人が、第3条の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書が次の事項の全てを満たしていること。
 - ア 同じものが3通提出されていること。
 - イ 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。
 - ウ 工事名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、名称及び代表者職氏名が、契約書と一致していること。
 - エ 債権譲渡人が使用した印が、契約書又は受付票に押印したものと一致していること。
 - オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が、印鑑証明書と一致していること。
 - カ 支払済の前金払、中間前金払及び部分払の金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - キ 建設共同企業体案件の場合は、建設共同企業体の名称、建設共同企業体の代表者及び構成員の所在地、名称、代表者職氏名の記載が建設共同企業体協定書と一致していること。また、建設共同企業体の代表者が使用した印は契約書と一致していること。
なお、この場合において、建設共同企業体の構成員の押印は不要である。

- (4) 次の事項の全てを満たす締結済の公共工事代金債権信託契約書の写しが提出されていること。
- ア 工事名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、名称及び代表者職氏名が、契約書と一致していること。
 - イ 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、名称及び代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書の記載と一致していること。
 - ウ 債権譲渡人及び債権譲受人の使用した印が、印鑑証明書と一致していること。
 - エ 建設共同企業体案件の場合は、建設共同企業体の名称、建設共同企業体の代表者及び構成員の所在地、名称、代表者職氏名の記載があること。
- (5) 発行日から3か月以内の印鑑証明書及び前条第1項第5号に該当する場合は、受付票の写しが提出されていること。
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事であって、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、次の事項のいずれも満たす履行保証人の承諾書が提出されていること。
- ア 債権譲渡の承諾申請の内容と相違がなく、役務保証特約付ではない通常の履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであること。
 - イ 区に提出済の保険又は保証証券等及び保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。
- (7) 下請負人に対する支払計画書において、債権譲渡人が第3条第1項第1号イに該当する場合は、支払計画書に下請企業として中小企業者が存在することが確認でき、当該中小企業者に対して代金支払の予定があること。

(債権譲渡の承諾)

- 第9条 経理課は、債権譲渡の承諾に係る事前協議を受けたときは、工事主管課にその旨を連絡し、前金払等の支払い状況等を確認する。
- 2 第7条第1項の規定により提出された申請書類を前条の承諾基準により審査し、問題がない場合は、工事主管課長の協議を経て、債権譲渡の承諾について意思決定をし、債権譲渡整理簿（第5号様式）に必要事項を記載する。
- 3 前項の規定により債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡承諾書3通に公印及び確定日付印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、残りの債権譲渡承諾書は、第14条第1項の規定による工事代金の請求があるまでの間、第7条第1項の規定により提出された申請書類とともに経理課で保管する。
- 4 前3項の規定による債権譲渡の承諾手続は、第7条第1項の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

- 第10条 第8条の承諾基準を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。
- 2 前項の場合には、工事主管課長の協議を経て、債権譲渡の不承諾について意思決定

し、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第6号様式）2通に公印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付する。

- 3 第7条第1項の規定により提出された申請書類は、前項の手続後に経理課で保管する。
- 4 第1項及び第2項の規定による債権譲渡の不承諾手続は、第7条第1項の規定による申請書類の提出を受けてから2週間以内に行うものとする。

（出来高査定）

第11条 本制度による工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

- 2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等が必要である場合は、工事出来高査定協力依頼書（第7号様式）を経理課に提出するものとする。
- 3 経理課は、前項の工事出来高査定協力依頼書を受理したときは、速やかに工事主管課に送付するものとする。

（契約変更又は契約解除の場合の取扱い）

第12条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に当該工事請負契約の請負金額が変更され、工事代金債権の額が変更となった場合は、債権譲受人に、変更契約書等の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡を承諾した後に倒産等その他の理由により当該工事請負契約が解除され、工事代金債権の額が変更となった場合は、区は変更後の工事代金債権の額を債権譲受人に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により工事代金債権の額に変更があった場合には、債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（第8号様式）を作成の上、経理課に提出するものとする。ただし、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- 4 工事代金債権計算書は、記載内容を契約書、債権譲渡承諾依頼書、契約変更に伴う協議・承諾書等により確認した上で受理する。
- 5 工事代金債権計算書を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更又は契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載するとともに、第9条第3項の書類とともに経理課で保管する。

（工事代金の請求）

第13条 債権譲受人は、契約書に定められた検査その他の所定の手続を経て、請負金額及び部分払の金額（以下「請負金額等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

- 2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負金額等の支払を区に請求する場合は、工事代金請求書（第9号様式）を経理課に提出するものとする。
- 3 前項の工事代金請求書は、第9条第3項及び前条第5項の規定により経理課で保管していた書類とともに工事主管課へ送付するものとする。

4 前項の規定により工事代金請求書等の送付を受けた工事主管課は、工事代金債権の金額を確認の上で工事代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続を行うものとする。

(不正行為への措置)

第14条 本制度に関し、債権譲渡人及び債権譲受人から提出された申請書類について、書類の偽造、改ざんその他の不正行為が認められたときは、区は当該債権譲渡を承諾しないととも、入札参加停止及び指名停止措置等も含めた対応を図るものとする。

(指名選定等における留意事項)

第15条 債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。